

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

千葉厚生年金 事案 5011

第1 委員会の結論

申立人は、平成 20 年 8 月 8 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 8 日
A 社における平成 20 年 8 月の賞与記録が漏れているので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の顧問社会保険労務士が平成 24 年 6 月 28 日付けで賃金台帳等を基に証明した同僚対象者リストから、申立人は、20 年 8 月 8 日について、標準賞与額 5 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、昭和63年4月に大学に入学し、そのときからA市に住んでいた。申立期間は自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入になっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」には、学生が国民年金の強制加入の対象となった平成3年4月1日と記載されており、オンライン記録の国民年金被保険者の資格取得日と一致し、申立期間は未加入の期間である上、オンライン記録によると、同年4月の国民年金保険料の収納年月が同年5月であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年4月頃又は同年5月頃に行われたことが推認できるところ、申立人は申立期間当時大学生であり、申立期間は、任意加入の対象期間であったことから、制度上、加入手続の時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況を覚えていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4463（事案 3994、4236 及び 4382 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 11 月までの期間及び同年 12 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 11 月まで
② 昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで

前回と同内容の主張であるが、前回の審議結果の通知には、私の質問に対する回答が無かった。以前、昭和 47 年 1 月、48 年、49 年及び 50 年 5 月 13 日に当時の自宅に集金人が間違いなく来ていたはずであり、私も含めた家族全員の国民年金保険料を、その集金人に納付していたはずであることを再三にわたって主張している。上記年月日に集金人が来ていたか否かの回答をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 47 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 3 月 26 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳には、同年 4 月 2 日に発行されたことが記載されていることから、その頃に加入手続が行われたものと推認でき、申立人の申述とは相違すること、ii) 申立期間①については、同国民年金手帳、特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は 47 年 12 月 31 日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、iii) 申立期間②については、特殊台帳によると、申立人は、申立期間②直後の 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料を 50 年 5 月 13 日に過年度納付しており、申立期間②は特例納付によらなければ納付できない期間であるが、特例納付記録は無

く、当該過年度納付を行った時点で申立期間②の保険料を納付したことはうかがえないこと、iv) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る納付状況は不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、i) 申立人は、再申立てにおいて、新たな資料として、申立期間①及び②より後の昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の写しを提出しているが、当該納入通知書兼領収証書から、申立期間①及び②の保険料が納付されていたと推認することは困難であること、ii) 申立人は、「申立期間当時、姉が家業の B（業種）を手伝い、父と共に C（職種）を担当し、母、姉、私の保険料を、自宅に来た集金人に納付していた。」と主張し、申立人の姉も同様の供述をしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき事情としては認められないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、前回、申立人は、前々回及び前々々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 10 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行い、昭和 47 年 1 月、48 年、49 年及び 50 年 5 月 13 日に当時の自宅に集金人が間違いなく来ていたか否かの回答を強く要望しているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、記録誤りの原因追究や責任追及及び申立人の要望どおりの回答を行うものではなく、申立期間に係る年金記録の訂正が必要でないことは、これまでに通知したとおりである上、今回の再申立てに当たり、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4464 (事案 3622 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私がA社を退職する前の昭和46年10月頃に、私の父が行ってくれていたはずである。今回新たに見つかったB協同組合の貯金通帳及び帳簿(出納簿)から、48年4月から51年12月までの国民年金保険料は、私が納付書に現金を添えてあるいは貯金通帳からの引き落としで納付し、52年1月から56年3月までの保険料は、納税組合に現金で納付したはずなので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和46年11月頃に申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、56年7月頃にC市において払い出され、同時期に申立人の加入手続が行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となるC市における別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の加入手続が行われた同年7月の時点では、申立期間のうち48年4月から54年3月までの保険料は時効により納付できない上、同年4月から56年3月までの保険料は、遡って過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間の保険料は全て納税組合で定期的に納付しており、保険料を遡って一括で納付したことはないと主張していること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

ことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、B 協同組合の貯金通帳及び帳簿（出納簿）の写しを添付し再申立てを行っているが、当該通帳及び帳簿からは、申立人の申立期間の保険料が納付されていたと推認することは困難であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 56 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 56 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 3 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。このとき、市の職員から、遡って国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、51 年 4 月から 53 年 3 月までの 24 か月分を 6 回から 7 回に分けて市役所内の B 銀行で納付したのに、未納とされており納得できない。

また、昭和 53 年 4 月から 56 年 6 月分については、はっきりとした記憶は無いが、口座振替で納付したと思っていたのに、未納とされており、理解できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 3 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 3 月 16 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年 9 月頃に加入手続を行ったと推認でき、申立人の主張と相違する上、この時点を基準にすると、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、特殊台帳の記録によると、申立人は、申立期間②直後の昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの保険料を 58 年 9 月に、57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料を同年 11 月に、それぞれ過年度納付していることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付について、記憶が
不鮮明であり、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況は不明である上、
申立期間①及び②は、63 か月と長期間であり、申立期間①及び②の保険
料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、
ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺
事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたも
のと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 12 月頃まで

私は、昭和 53 年 5 月から同年 12 月頃まで A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における仕事内容及び複数の元同僚による申立期間当時の当該事業所の状況についての供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所の申立期間当時の役員及び事務担当責任者の二人は、「当時、B（職種）はすぐに辞めてしまう者が多く、本人の希望を聞き、ある程度の期間をおいてから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。